

	令和5年						令和6年	
	開会会議	6月定例会会議		9月定例会会議		11月定例会会議	2月定例会会議	
	(R5. 5. 12)	(R5. 6. 1~6. 30)		(R5. 9. 19~10. 20)		(R5. 11. 22~12. 21)	(R6. 2. 19~3. 22)	
予算議案の審査 政策決定	補正予算等 分科会審査・報告・採決 (R5. 5. 12)	補正予算等 分科会審査 (R5. 6. 21~26) ↓ 分科会報告採決 (R5. 6. 29)		予算等関連議案 分科会審査 (R5. 10. 5~11) ↓ 分科会報告採決 (R5. 10. 16)	補正予算 分科会審査 (R5. 10. 20) ↓ 分科会報告採決 (R5. 10. 23)	補正予算 分科会審査 (R5. 12. 4, 6) ↓ 分科会報告採決 (R5. 12. 6) 補正予算等 分科会審査 (R5. 12. 11~14) ↓ 分科会報告採決 (R5. 12. 19)	補正予算 分科会審査・報告・採決 (R6. 2. 20) 分科会審査 (R6. 2. 27) ↓ 分科会報告採決 (R6. 2. 29)	当初予算及び補正予算等 総括質疑(TV中継) (R6. 3. 7) ↓ 分科会審査 (R6. 3. 8~13) ↓ 分科会報告採決 (R6. 3. 18)
所管事項調査 政策方向の表明	互選委員会 正副委員長の互選理事の選任 (R5. 5. 12)	三重県財政の現状 (R5. 6. 29)	(令和5年版県政レポート(案)) (R5. 7. 10) ↓ (知事への申し入れ) (R5. 8. 1)		当初予算編成に向けての基本的な考え方 (R5. 10. 23~24) 分科会調査(単独開催) ↓ (R5. 10. 31~11. 1) 分科会報告 (R5. 11. 15)	当初予算要求状況 (R5. 12. 7 概要説明 R5. 12. 8 総括的質疑) 分科会調査 ↓ (R5. 12. 11~14) 分科会報告 (R5. 12. 19)		
決算認定議案等の審査 監視・評価				企業会計決算 補充・概要説明 ↓ (R5. 10. 3) 分科会審査 ↓ (R5. 10. 6, 10) 分科会報告採決 (R5. 10. 16)	一般・特別会計決算 概要説明 ↓ (R5. 10. 20) 総括質疑(TV中継) ↓ (R5. 10. 30) 分科会審査(単独開催) ↓ (R5. 10. 31~11. 1) 分科会報告採決 (R5. 11. 15)			
執行部の動き		令和5年版県政レポート(案) (全員協議会R5. 6. 1)		申入書に対する回答 (全員協議会R5. 9. 19)				
				令和6年度行政展開方針(案) 予算調製方針 (全員協議会R5. 10. 4)				(令和6年度行政展開方針の確定)
								令和6年度予算編成(各部署の提出、知事と部局長との協議、知事査定)

※当初予算審議及び一般会計・特別会計決算審議以外の総括質疑の実施については、その都度理事会において協議

総務地域連携交通常任委員会 活動実績書 (令和5年5月～令和6年5月)

令和6年3月22日現在

1 所管調査事項

- ・行財政の運営について ・デジタル社会の形成について ・地域振興の推進について
- ・交通政策について ・スポーツの振興について ・県南部地域の活性化について
- ・会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

2 重点調査項目

- (1) 行財政運営について
- (2) DXの推進について
- (3) 地域づくりと連携した地域公共交通政策について
- (4) スポーツの推進と競技力の向上について（総合型地域スポーツクラブ等と学校部活動との連携）
- (5) 熊野古道世界遺産登録20周年も見据えた南部地域の振興について

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1)行財政運営 (2)DXの推進 (3)地域づくりと連携した地域公共交通政策 (4)スポーツの推進と競技力の向上 (5)熊野古道世界遺産登録20周年も見据えた南部地域の振興	予決分科会 補正予算等 (5/12) 常任委員会 所管事項説明 (5/24)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/22, 26)	県内調査 (7/19～ 20)		県外調査 (9/12～14) 常任委員会 議案の審査 (9/22)	常任委員会 請願の審査、所管事 項の調査等 予決分科会 所管事項の調査 (10/6, 11) 常任委員会 議案の審査 予決分科会 補正予算 (10/20)	予決分科会 令和4年度歳 入歳出決算、所 管事項の調査 (当初予算編 成に向けての 基本的な考え 方) (11/1)	予決分科会 補正予算 (12/6) 常任委員会 議案・請願の 審査、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/12, 14)		予決分科会 補正予算 (2/20) 予決分科会 補正予算等 (2/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/11, 13)		
執行部の主な予定		令和5年版県 政レポート (案)				一般会計・特別会計 決算 令和6年度行政展 開方針(案) 当初予算編成に向 けての基本的な考 え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和6年度 行政展開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

7月19日(水)～7月20日(木) (1泊2日)

学校部活動の地域連携、デマンド型交通システム、熊野古道を活用した観光振興、まちなぎわい創出の取組(NPO法人楠スポーツクラブ、明和町役場、県立木本高等学校、世界遺産熊野古道館、おわせマルシェ、県立熊野古道センター)等について調査を行った。

(2) 県外調査

9月12日(火)～9月14日(木) (2泊3日)

eスポーツを活用した障がい者支援、DXの推進、学校部活動の地域連携・地域移行、競技力の向上(就労継続支援B型事業所 ONE GAME、群馬県庁、スポーツ庁、味の素ナショナルトレーニングセンター)等について調査を行った。

政策企画雇用経済観光常任委員会 活動実績書 (令和5年5月～令和6年5月)

令和6年3月22日現在

1 所管調査事項

- ・ 県政の総合企画調整について
- ・ 雇用対策について
- ・ 産業振興（農林水産業を除く。）について
- ・ 国際交流について
- ・ エネルギー政策について
- ・ 観光の振興について

2 重点調査項目

- (1) 人口減少対策について
- (2) エネルギー政策について
- (3) 観光産業について
- (4) 産業振興について
 - ① ものづくり産業の振興について
 - ② 中小企業・小規模企業の復興と振興について
 - ③ 産業イノベーションについて

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 人口減少対策について (2) エネルギー政策について (3) 観光産業について (4) 産業振興について ① ものづくり産業の振興について ② 中小企業・小規模企業の復興と振興について ③ 産業イノベーションについて	常任委員会 所管事項説明(5/22)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/21, 23)	県内調査 (7/19, 27)		県外調査 (9/5～7)	常任委員会 所管事項の調査等 予決分科会 所管事項の調査 (10/5, 10) 予決分科会 補正予算等(10/20) 予決分科会 令和4年度歳入歳 出決算、所管事項の 調査(当初予算編成 に向けての基本的 な考え方) 常任委員会 参考人の出席要求 (10/31)		予決分科会 補正予算等 (12/4) 常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査、 参考人招致等 予決分科会 補正予算等 (12/11, 13)		予決分科会 補正予算等 (2/27)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 当初予算、補正 予算等 (3/8, 12)		
執行部の主な予定		令和5年版県 政レポート (案)				一般会計・特別会計 決算 令和6年度行政展 開方針(案) 当初予算編成に向 けての基本的な考 え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和6年度行 政展開方針		

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
 - 7月19日(水)(日帰り) スタートアップ(株式会社FIXER)やものづくり産業におけるDX事業(株式会社水谷精機工作所)について調査を行った。
 - 7月27日(木)(日帰り) 人口減少対策の取組(大紀町議会)やDXを活用した観光の取組(多気町議会)等について調査を行った。
- (2) 県外調査
 - 9月5日(火)～9月7日(木)(2泊3日) 産業用ロボット等の最先端技術(株式会社安川電機)、半導体研究機関(公益財団法人北九州産業学術推進機構)、太陽光・風力等再生可能エネルギー発電施設(北九州次世代エネルギーパーク)、九州地域における観光客の受入れ体制の整備や観光客誘致活動などの取組(一般社団法人九州観光機構)について調査を行った。

環境生活農林水産常任委員会 活動実績書（令和5年5月～令和6年5月）

令和6年3月22日現在

1 所管調査事項

- 生活文化行政の推進について
- 農業の振興対策について
- 環境保全の推進について
- 林業の振興対策について
- 廃棄物対策について
- 水産業の振興対策について

2 重点調査項目

- 脱炭素社会の実現に向けた取組への対応について
- 文化振興について
- 農林水産業の担い手の確保・育成について
- 農林水産物の輸出促進について
- 藻場の再生等豊かな海づくりに向けて

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組への対応について (2) 文化振興について (3) 農林水産業の担い手の確保・育成について (4) 農林水産物の輸出促進について (5) 藻場の再生等豊かな海づくりに向けて	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/21, 23)	県内調査 (7/20～21)		県外調査 (9/5～9/7) 常任委員会 議案の審査 (9/22)	常任委員会 所管事項の調査等 予決分科会 議案の審査等 (10/6, 11) 予決分科会 補正予算 (10/20)	予決分科会 令和4年度 歳入歳出決算、 所管事項の調査 (当初予算 編成に向けて の基本的な 考え方) (11/1)	予決分科会 補正予算等 (12/6) 常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/12, 14)		予決分科会 補正予算 (2/20) 予決分科会 補正予算等 (2/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/8, 12)		
執行部の主な予定		令和5年版県政 レポート（案）				一般会計、特別会計 決算 令和6年度行政展開 方針（案） 当初予算編成に向けて の基本的な考え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和6年度 行政展開 方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

7月20日（木）～21日（金）（1泊2日） 農林業の担い手の確保・育成（みえ森林・林業アカデミー、松阪市議会、御浜町議会）や水産業の輸出促進（尾鷲物産株式会社）、藻場の再生（尾鷲市議会）について調査を行った。

(2) 県外調査

9月5日（火）～9月7日（木）（2泊3日） 漁業の担い手の確保・水産物のブランド化（苫小牧漁業協同組合）や資源循環型発電（株式会社サニックスエナジー）、文化振興（北海道博物館）、脱炭素社会の実現に向けた取組（環境省北海道地方環境事務所）について調査を行った。

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動実績書 (令和5年5月～令和6年5月)

令和6年3月22日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 病院事業の運営について
- ・ 子ども及び青少年の育成について

2 重点調査項目

- (1) 全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりについて
- (2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の対応状況について
- (3) 医療と介護の体制整備について
- (4) 医療・介護・福祉分野における人材確保について

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりについて (2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の対応状況について (3) 医療と介護の体制整備について (4) 医療・介護・福祉分野における人材確保について	予決分科会補正予算等(5/12) 常任委員会所管事項説明(5/22)	常任委員会議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会補正予算等(6/21, 23)	県内調査(7/21) 県内調査(7/27)		県外調査(9/5～7)	常任委員会議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会議案の審査等(10/6, 11) 予決分科会補正予算等(10/20) 予決分科会令和4年度歳入歳出決算、所管事項の調査(当初予算編成に向けての基本的な考え方)(10/31)		予決分科会補正予算等(12/4) 常任委員会議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会補正予算等(12/11, 13)		予決分科会補正予算等(2/27)	常任委員会議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会当初予算、補正予算等(3/11, 13)		
執行部の主な予定		令和5年版県政レポート(案)				一般会計・特別会計決算 令和6年度行政展開方針(案) 当初予算編成に向けての基本的な考え方		当初予算要求状況		当初予算案	令和6年度行政展開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月21日(日帰り) 子どもの居場所づくりのための取組(桑名市善西寺)、様々な分野と連携した重層的支援の取組、介護・福祉分野の人材確保に向けた取組(桑名市社会福祉協議会「らいむの丘」)について調査を行った。
- 7月27日(日帰り) 医療 MaaS の取組による新たな医療提供体制のあり方(多気町議会)、児童虐待防止の取組(三重県児童相談センター・中勢児童相談所)について調査を行った。

(2) 県外調査

- 9月5日(火)～9月7日(木)(2泊3日) 佐賀県・福岡県で、ひきこもり支援の取組(認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス)、子ども・子育て支援の取組(佐賀県議会)、社会的養育の取組(認定NPO法人SOS子どもの村JAPAN(子どもの村福岡))、子どもアドボカシーの取組(NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡)について調査を行った。

防災県土整備企業常任委員会 活動実績書 (令和5年5月～令和6年5月)

令和6年3月22日現在

1 所管調査事項

- ・危機管理及び防災対策の推進について
- ・都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- ・公共土木施設の整備・維持管理について
- ・公営企業（病院事業を除く。）の運営について

2 重点調査項目

- (1) 防災・減災対策
- (2) 道路整備の着実な推進
- (3) 建設産業の活性化
- (4) 水道用水・工業用水の安定的な供給

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1)防災・減災対策 (2)道路整備の 着実な推進 (3)建設産業の活性化 (4)水道用水・工業用 水の安定的な供給	常任委員会 所管事項説明 (5/24)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 (6/22, 26)	県内調査 (7/20) 県内調査 (7/26)		県外調査 (9/12 ~ 14)	常任委員会、予決分 科会 議案の審査、 所管事項の調査等 (10/5, 10) 予決分科会 補正予算(10/20) 予決分科会 令和4年度歳入歳出 決算、所管事項の調 査（当初予算編成に 向けての基本的な考 え方）(10/31)		予決分科会 補正予算 (12/4) 常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 補正予算等 (12/11, 13)		予決分科会 補正予算 (2/20) 予決分科会 補正予算 (2/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/11, 13)		
執行部の主な予定		令和5年版県政レ ポート（案）				一般会計・特別会計 決算 令和6年度行政展開 方針（案） 当初予算編成に向け ての基本的な考え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和6年度 行政展開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月20日（木）（日帰り） 災害時避難施設の整備について（津市香良洲高台防災公園）、広域的ネットワークとしての道路整備について（国道167号磯部バイパス／志摩建設事務所）、地域における防災活動について（株式会社山下組）の調査を行った。
- 7月26日（水）（日帰り） 上野遊水地における治水対策について（木津川上流河川事務所）、川上ダムにおける治水機能及び利水機能について（独立行政法人水資源機構川上ダム管理所）調査を行った。

(2) 県外調査

- 9月12日（火）～9月14日（木） 静岡県で熱海市伊豆山土石流災害の調査（熱海土木事務所）、同市での災害ボランティアの活動調査（熱海市社会福祉協議会ボランティアセンター）、東京都で3D河川管内図・3D洪水浸水区域図の活用について（荒川下流河川事務所）、建設業の担い手確保・人材育成について（一般財団法人建設業振興基金）、AI水道管劣化予測診断ツールについて（Fracta Japan 株式会社）、基幹的広域防災拠点としての役割について（東京臨海広域防災公園）の各取組について調査を行った。

教育警察常任委員会 活動実績書 (令和5年5月～令和6年5月)

令和6年3月22日現在

1 所管調査事項

- ・学校教育の充実について
- ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症がもたらした児童生徒への影響について
- (2) 教員の働き方改革について
- (3) 子どもを取り巻く様々な問題から子どもを守る取組について
- (4) 総合的な犯罪対策と交通安全対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症がもたらした児童生徒への影響について (2) 教員の働き方改革について (3) 子どもを取り巻く様々な問題から子どもを守る取組について (4) 総合的な犯罪対策と交通安全対策について	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 所管事項の調査 予決分科会 補正予算等 (6/22, 26)	県内調査 (7/5) 県内調査 (7/26)		県外調査 (9/12 ～ 9/14)	常任委員会 議案の審査、請 願の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 所管事項の調査 (10/5, 10) 予決分科会 補正予算 (10/20)	常任委員会 参考人の出席要 求 予決分科会 令和4年度歳入 歳出決算、所管 事項の調査 (当初予算編成 に向けての基本 的な考え方) (11/1)	予決分科会 補正予算 (12/6) 常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 予決分科会 補正予算等 (12/12, 14) 常任委員会 参考人招致 (12/15)		予決分 科会 補正予 算 (2/27)	常任委員会 議案の審査、所管事 項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予算 等 (3/8, 12)		
執行部の主な予定		令和5年版県政 レポート(案)				一般会計、 特別会計決算 令和6年度行政 展開方針(案) 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方		当初予算要求 状況		当初予 算	令和6年度行政展 開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月 5日(日帰り) 新型コロナウイルス感染症がもたらした児童生徒への影響等について調査を行った。(三重県立特別支援学校西日野にじ学園・三重県立北星高等学校)
- 7月26日(日帰り) 不登校児童生徒や障害児への支援(三重大学・津市子ども教育センター)、教員の働き方改革の取組(津市立一志東小学校)、特殊詐欺被害防止や高度化した通信指令システムの取組(警察本部)について調査を行った。

(2) 県外調査

- 9月12日～9月14日(2泊3日) 全寮制フリースクールの取組(兵庫県立神出学園)、安全・安心アプリ「オトモポリス」による防犯対策(広島県警察本部)、不登校支援スクールSの取組(広島県教育支援センター)や子どもたちの主体的な学びを引き出す教育プログラム(株式会社キャリアリンク)について、調査を行った。

食料自給総合対策調査特別委員会 活動実績書 (令和5年5月～令和6年3月)

令和6年3月22日現在

1 所管調査事項

食料自給率の向上に向けた総合的な対策について調査すること

2 重点調査項目

- (1) 食料の安定供給と食料自給力の向上について
- (2) 地産地消の取組について
- (3) 農林水産業の後継者・担い手の確保について
- (4) 地場製品の充実
- (5) 「食」に関する教育の推進

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
(1) 食料の安定供給と食料自給力の向上について (2) 地産地消の取組について (3) 農林水産業の後継者・担い手の確保について (4) 地場製品の充実 (5) 「食」に関する教育の推進	委員会設置 委員会 重点調査項目、 年間活動計画 (5/29)	委員会 <参考人招致決定> (6/8) 委員会 参考人招致 (6/28)	委員会 参考人招致 (7/10)	委員会 執行部の 聴き取り (8/7)	県内調査 (9/21)		県外調査 (11/13～ 11/14)	委員会 委員間討議 等 (12/18)	委員会 委員間討議 等 (1/18)	委員会 参考人招致 執行部の聴き 取り 委員間討議等 (2/9) 委員会 参考人招致 委員間討議等 (2/20)	委員会 参考人招致 委員間討議等 (3/7) 委員会 委員間討議等 (3/15) 委員長報告 知事提言 (3/22)
執行部の主な予定		令和5年版 県政レポー ト (案)				令和6年度 行政展開方針 (案) 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方		当初予算 要求状況		当初予算案	令和6年度 行政展開方針

4 県内外調査について

(1) 県内調査

9月21日(木)(日帰り) 地産地消の取組について(多気町)、農家が抱える課題等について(伊勢農業協同組合)の調査を行った。

(2) 県外調査

11月13日(月)～14日(火) 米粉の普及による食料自給率向上を目指した取組について(新潟製粉株式会社/新潟県胎内市)、にいがたAFFリーディングプラン(新潟県農林水産業施策推進計画)(新潟県)、新潟食料農業大学における人材育成について(新潟食料農業大学/新潟県胎内市)に調査を行った。

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(予算決算常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・県政レポートの調査を踏まえ、予算決算の立場から、「人口減少」に関して、各地域に住み続けられるよう地域の実情を十分に踏まえた対策の推進を申し入れるとともに、「財政運営」に関して、県民の安全安心のためのインフラ整備といった将来を見据えた投資の検討等を知事へ申し入れた結果、若者の定着に向けた取組等に反映されるなど、実りのあるものとなった。
- ・原油価格・物価高騰対策に係る補正予算について迅速に審査・採決することができた。
- ・今年度は、当委員会においても全員参加によるオンライン模擬委員会を開催し、オンライン委員会運営に係る知見を得ることができた。
- ・予決の総括(的)質疑は、一般質問と違い事前通告なしでやることの意義を再度確認する必要があるのではないか。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	3.9
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.1
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.2
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(総務地域連携交通常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・参考人制度を活用できれば良かったという課題は残るものの、当初の予定どおり年間の活動を進めることができた。
- ・委員が様々な意見を出すとともに執行部への質問も活発にでき、委員間討議はしっかりできた。
- ・県内外調査は、重点調査項目に沿って調査し、委員会の議論に反映できたことは良かった。
- ・県政レポートの調査において委員会から意見を申し入れた結果、地籍調査について要求額どおりの予算がついたのは、防災の観点から良かった。
- ・熊野古道世界遺産登録20周年に向けての取組については、委員長報告として執行部に対し要望を行い、予算等に反映されたのは良かった。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.0
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.4
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.8
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.5

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(政策企画雇用経済観光常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- 県政レポートについて活発に討議し、人口減少対策や雇用・観光施策に対する意見等を知事に申し入れた。
- 「三重県人口減少対策方針」や「三重県教育施策大綱(案)」について、委員会で慎重に審議・討議をした内容が反映された。
- 「上半期の振り返り」で示された課題を、下半期に引き継いで検討等することができた。
 - ・スタートアップやコロナ禍で大変厳しい状況にあった観光産業の課題について、参考人招致によって理解が相当進み、議論に活かすことができた。
 - ・工業研究所の視察を有志にて実現した。
- 県外調査では、課題となっている先端技術や再生可能エネルギーなど、重点項目に沿った調査をし、当初予算等の議論において調査結果を踏まえた意見をすることができた。
- 正副委員長の取り計らいにより議論のポイントがしっかりと絞られていた。
- 歴史文化等地域資源を生かした観光が実現するよう、今後も継続して取り組んでほしい。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.5
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.4

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.8
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

常任委員会活動 評価総括表

委員会名（環境生活農林水産常任委員会）

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・年間活動計画については、計画どおり進めることができた。
- ・県内外調査については、重点調査項目を中心に、それぞれ時期にかなった深い調査をすることができた。
- ・有志で実施した政務活動による議員視察は、その後の委員会での審査・調査に十分生かすことができ、委員会審議の活性化につながった。
- ・委員会で活発に議論を行い、委員長報告など執行部に要望することで、各行政計画に反映することができた。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.6
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.5
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.6
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.5
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.5

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.3

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(医療保健子ども福祉病院常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・委員会審議について、各委員が課題意識を持ちながら、積極的な審議を行うことができた。
- ・重点調査項目について、喫緊の課題を中心に選定し、それに沿った県内外調査の実施や県内外調査を踏まえた質疑等が行われ、非常に活発な調査・審査を行うことができた。
- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受け、県政レポートの申し入れの場を活用して知事に対応を求めたほか、委員長報告を実施することで執行部へ早期に対応を求めることができた。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.3
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.5

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(防災県土整備企業常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・県政レポートについては、しっかり常任委員会として申し入れ、その後の定例会ごとに県当局から進捗状況や方向性などが報告され、最終的に次年度の予算にも反映されたことは非常によい成果となった
- ・県内外調査については、AI水道管劣化診断など今後活用できそうな技術を勉強できたことや、現場を見て改めて気づいた課題などもあり、非常に有意義だった
- ・緊急浚渫推進事業や公共施設の耐震化の事業等、防災・減災対策の重要事業をはじめ、インフラ整備を着実に進めていくことが、県民の命を守ることにつながると調査・議論の中で実感できた

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.0
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.3
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.4
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.7
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	—

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(教育警察常任委員会)

1 委員会活動の振り返り

- ・オンラインでの参考人招致は、重点調査項目に沿うものであり、大変参考になった。
- ・県内調査で学校現場に行き、働き方改革の話などを直接聴けたことは良かった。
- ・県内調査・県外調査を実施できたことは良かった。機会があればあるほどよいと思う。
- ・執行部においては、議決する議案の中身についての質問には速やかに対応できるようにするべきである。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を充分发挥するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.4
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.4
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.0

特別委員会活動 評価総括表

特別委員会名(食料自給総合対策調査特別委員会)

1 特別委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・活発な委員間討議ができ、成果として国及び県に政策提言を行うなど大変有意義な委員会であった
- ・参考人招致も積極的に様々な分野の有識者を招致し、良い意見を聴くことができた
- ・県内外調査については、重点調査項目に沿った内容でそれぞれの地域で活動している現地の人の意見が参考になった

2 特別委員会の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.8
2	(年間)活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、(年間の)活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める(年間)活動計画を策定します。	(年間)活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 (年間)活動計画の内容は適切なものでしたか。 (年間)活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.7
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.8
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を(年間)活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.7

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.8
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

食料自給総合対策調査特別委員会 提 言 書

目 次

I	はじめに	1
II	提 言	2
1	食料の安定供給と食料自給力の向上	2
2	地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進 ...	7
3	農林水産業の後継者・担い手の確保	11

令和6年3月22日

I はじめに

農林水産業は命の源である食をつくり、安全で豊かな食が人の豊かさを
つくっている。食は人間の礎であり、食べることは、生きることに他なら
ない。

世界では紛争、経済ショック、人口の増加、異常気象の頻発等による災
害、食料価格の高騰などにより、7億3,500万人もの人が食料不足に苦し
んでいると言われている。

このような世界情勢を背景に、輸入の不安定化、燃油や飼料・肥料等の
生産資材価格の高騰、水産資源の減少や分布の変化等の影響により、我が
国の食料供給に対する不安も表面化するとともに、不測の事態に備えた食
料安全保障の確立が求められており、このような状況に非常に危機感を募
らせている。

三重県は少子・高齢化等により県内の生産年齢人口が減少している。農
業従事者は18,819人（令和2年）、うち65歳以上の割合が81%、漁業従
事者では6,108人（平成30年）、うち65歳以上の割合が48%となるなど、
従事者の減少・高齢化が進行している。

「農は国の大本なり」という言葉どおり、農林水産業の振興・発展なく
しては、国の発展も本県の発展もない。そのような思いで食料自給率の向
上に向けた取組を使命に、食をとりまく様々な観点からの総合的な対策を
調査し、着実に推進させることを急務と捉え、特別委員会の設置に至った。

個人の手で農林水産業を守っていくことには限界があり、行政がしっか
りと農業従事者・漁業従事者を支え、食料の安定供給に努めていくことは、
暮らしの保障にとどまらず、地域産業やコミュニティを守ることにもつな
がっていく。

本委員会では、令和5年5月の設置以降、「食料の安定供給と食料自給
力の向上」・「地産地消の取組」・「地場産品の充実」・「『食』に関する教育
の推進」・「農林水産業の後継者・担い手の確保」の5つを重点調査項目に
位置づけ、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間
討議といった方法により、調査を重ねてきた。

このたび、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提
言としてまとめるものである。

Ⅱ 提言

1 食料の安定供給と食料自給力の向上

農業については、温暖な気候や中京・阪神の大消費地に隣接した立地など、恵まれた条件のもと、米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、茶といった園芸品目、牛肉や豚肉といった畜産物など多様な農畜産物が生産されているが、国内需要の減少、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰等により、農業経営が厳しくなるとともに、農業従事者の減少や高齢化の進行により、県産農畜産物の供給量は減少しており、農業経営は今後更に厳しくなることが懸念される。したがって、担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減や生産基盤の整備・保全等の生産性向上に資する取組を強化し、主食用米をはじめとする農畜産物の生産拡大を図り、食料自給力の向上を目指すことが重要である。

水産業については、伊勢湾地域、鳥羽・志摩地域、熊野灘地域の3つの地域において、それぞれの特色を生かした多種多様な漁業が営まれているが、農業同様、燃油や配合飼料価格の高騰、さらには、気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水産生物の生息場となる藻場が衰退し、磯焼け現象が発生するなど、水産資源の減少が懸念される。また、栄養塩類の不足による養殖生産物の生育不良も発生している。したがって、海洋環境の変化への対応が喫緊の課題であるとの認識のもと、かけがえのない「きれいで豊かな海」の再生に必要な支援・対策を講じるよう国に要望するとともに、漁場生産力の向上に向けた調査・研究・取組を迅速かつ着実に進めていくことが重要である。

- 主食用米の生産拡大につながるよう消費拡大を図っていくとともに、海外市場にも積極的に進出し、輸出を拡大していくこと
- 米粉用米の生産をはじめ、米粉による加工品の開発や販売への支援を充実させること

米は 100%自給可能であり、食料安定供給の一端を担うものでもあり、需要の拡大に向けた取組を進めなければ、年々米の生産量が減少するため、真に実効性のある消費拡大を図ること

また、食生活の変化や人口減少などにより、主食用米の需要が縮小する中、県産米を海外に輸出し、販路の確保に取り組むことは重要である

米粉は輸入小麦の価格高騰により、小麦の代替品になり得るものとして需要が期待されており、米粉の生産拡大に向けた栽培実証を加速させるとともに、米粉の加工品開発など、活用に向けた取組に対する支援を充実させること

- 県産ブランド米「結びの神」（三重 23 号）については、高温耐性があり、昨今の気候変動にも対応しているため、生産拡大及び消費拡大に向けた取組を戦略的に推進すること

「結びの神」については一等米比率も高く、厳しい基準をクリアしたブランド米であることから、農家の生産意欲向上につながるよう、戦略的に推進するとともに消費の拡大も図っていくこと

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地の大区画化を図ること
- 農業用水路のパイプライン化などをはじめ、農作業の効率化に向けた農業生産基盤の整備を推進していくこと

農地の大区画化を図ることで、生産性を高めるとともに、農業従事者が減少している昨今では、農業用水路のパイプライン化など効率的な農業生産活動に資する施策を進め、農作業の負担を少しでも減らしていくことは重要である

○生産・流通コストを反映した適正な価格形成について、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みを国で検討していることから、生産者・消費者の理解に向けた取組を推進すること

昨今の資材価格等の高騰など事業環境が大きく変化する中で、生産・流通コストを反映した適正な価格形成が図られなければ、食料供給基盤が脆弱化してしまうことが懸念され、国の食料・農業・農村基本法の見直しに際しても、適正な価格形成に向けた議論がなされているとおり、持続可能な食料供給の実現に向けて、生産者・消費者の理解促進に努めること

○海外からの輸入に依存している飼料・肥料については、地域資源を活用した飼料・肥料の生産を試みるなど、地域での生産を拡大できるよう、積極的な支援を行うこと
○また、有機農業をはじめ、環境への負荷低減に向けた取組を推進すること

飼料については、水田を活用した飼料用とうもろこしの作付け拡大や、食品を製造する過程で発生する「おから」や「酒かす」などの副産物の飼料への利用拡大の一層の推進を図ること

肥料については、畜産堆肥を活用した肥料の生産・利用に向けた一層の推進を図ること

以上の県産飼料・肥料の増産を図る取組への支援を行うこと

また、有機農業をはじめとする環境と調和のとれた農業や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進することにより、環境への負荷低減を図ることで、持続可能な農業の実現に寄与することが期待される

○食品の加工技術、とりわけ冷凍技術については、鮮度・美味しさを損なうことなく様々な食品を長期間保存でき、有用であるため、冷凍技術及び冷凍施設の整備に際しては、積極的な支援を行うこと

農林水産物は日持ちせず、腐れば廃棄せざるを得ないため、長期間保存できる冷凍技術の普及は、需給の拡大につながることを期待されることから、積極的な支援を行うこと

○「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」において、米・麦・大豆をはじめ、主要な品目について生産目標を設定し、それぞれどのように県内生産を促進していくのか明記すること

○また、産地ごとの農産物について、安定した販路の確保を支援することで戦略的な生産拡大に向けた取組を推進すること

米の自給は 100%を超えているが、麦や大豆は 30%以下のような状況であり、基本計画において、それぞれの品目ごとにしっかりと生産を促進していく必要がある

農産物の生産拡大を行い、自給力を高めていくためには、戦略的な生産・販売に取り組む産地を支援する必要がある

- 水産業の持続的な発展に必要となる「きれいで豊かな海」の再生に向けて、関係機関とも連携し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施すること
- 気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水質浄化等の多面的機能を有する藻場が著しく衰退する磯焼けが拡大していることから、藻場造成や魚類による食害への対策など、藻場の再生に向けた効果的な取組や調査・研究を進めること
- 昨今の気候変動による海洋環境の変化への対応として、高水温に強い養殖品種や養殖技術の開発を進めていくこと

「きれいさ」と「豊かさ」が調和した海洋環境の実現に向けて、的確な栄養塩類管理のために関係機関が連携して、更なる調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施すること

海洋環境の変化への対応は容易ではなく、藻場の再生には時間を要するため、重点的かつ継続的に取り組むこと

高水温に対応した養殖品種の開発等を進めるとともに、陸上養殖の導入についても検討を行い、安定した水産物の供給体制の確立を図ること

2 地産地消の取組・地場製品の充実・食育の推進

地元の農林水産物には、食料としての価値のほか、人の心を豊かにする様々な価値があり、地産地消の推進は、農林水産物の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、食文化の継承等にも寄与するなど様々な効果が見込まれる。

このことから、しっかりと生産の拡大を図り、生産から消費に至る地域での循環を促進することで、食料自給率の向上にもつながっていくことが期待される。

本県では、四季の変化に富んだ自然のもと、伊勢平野や上野盆地の肥沃な農地、鈴鹿山系から大台山系に至る森林、伊勢湾から熊野灘までの豊かな漁場において、多様な農林水産業が様々な形態で営まれている。世界に誇る松阪牛や伊賀牛をはじめ、米や伊勢茶、トマト、みかん、熊野地鶏、イセエビ、養殖マダイ、青のりなど地域の特性を生かした農林水産物の数々は、国内外で高く評価されている。本県の気候は平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域特性があり、その地域に合った地場製品の充実が望まれるところである。

また本県では、第4次三重県食育推進計画が本県の地産地消計画を兼ねており、食育の取組と連携して地産地消の推進を図る必要がある。

とりわけ子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育む上で重要である。このことから、地域の伝統的な食文化を尊重する心や、食料の生産等に関わる人々への感謝の気持ちを育むとともに、体験的な学習の場を活用することで、農林水産業への理解を深めることは、豊かな心を育む機会として大切である。

また、学校給食における地場産物の活用を通して、地域の特性を生かした食生活を理解し、地域を大切にすることを育むことは、食文化の維持・継承と地産地消の推進となる。

○地産地消の推進に向けては、直売所や小売店での販売に加え、学校給食や飲食店、ホテル・旅館、企業食堂など、様々な場面で取組が進むよう働きかけを行うとともに、JA や卸売市場、学校給食関係者などの主体と連携して取り組むこと

地産地消に取り組む関係先の拡大とともに、促進に際しては関係者としてしっかり連携し、販路拡大につなげること

食料自給を進めるためには、生産と消費の双方にわたる対応、すなわち、農林水産事業者、食品産業、消費者、行政といった関係者のそれぞれが問題意識を持って具体的な課題に主体的・積極的に取り組むことが必要

○それぞれの産地が目指す姿の実現を念頭に、消費者の需要とともに生産の拡大も図っていけるよう、厳しい実情にある農林水産事業者の実態に即したきめ細かな支援を行うこと

産地づくりに向けた取組として、消費者の需要の拡大とともに、生産の拡大も図っていけるよう、きめ細かな支援を行うこと

○地場産物を中心に適正な流通が図れるよう、卸売市場の機能強化に向けた取組を行うこと

卸売市場は、地場産物を県内に流通させるうえで重要な役割を担っていることから、地産地消が進むよう、市場への支援を行うこと

○ガストロノミーツーリズムの推進に際しては、本県ならではの食文化が楽しめるよう、地域の地場産品の開発やプロモーション等に取り組み、地域そのものの魅力を高める支援を検討すること

訪日外国人への消費動向調査によると、訪日前に期待していたことでは、日本食を食べることが最も多く、本県では地域ごとに魅力的な食材が豊富にあるため、ガストロノミーツーリズムを推進することは、地域活性化に資する

ガストロノミーツーリズムは、地域の魅力発信を行い、地産地消を進める上では、生産と需要の拡大につながる、非常に効果的な取組であると考え

○子どもに対する食育は、田植えや稲刈りなど、体験的な学習の場の提供を検討すること

○学校給食における地場産物の使用に向けて、関係機関と連携のうえ、年間の使用計画のもと、食料の集荷から保管、供給まで、きめ細かく支援を行うこと

分業化、都市化が進む今日では、食べ物の生産現場について知る機会が少なくなっており、体験的な学習は、子どもの今後の生活や社会を見直す上で有意義な経験となる

○県内の高等学校において、生産から加工、流通、販売に至る6次産業化の視点での教育を推進すること

消費者のニーズに対応できる、食の総合的な知識や技術を備えた人材育成が必要であり、1次産業を土台に、食と結び付けた6次産業化の視点での教育を推進することが産業全体の底上げにつながる

○食品の売れ残りや食べ残しによる食品ロスを削減するため、学校での食育の推進はもとより、家庭や社会全体での食に関する教育を推進すること

国内では食品ロスが年間 523 万トンに及ぶなど、食料不足になるリスクの実感や危機感が薄いと感じているため、日々の行動変容を促進する必要がある

3 農林水産業の後継者・担い手の確保

農林水産業および農山漁村は、安全で安心な食料を安定的に供給する役割を担うとともに、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきた。

一方で、自然環境に左右され、時期によって収入が不安定となること、新規の就業者にとっては設備投資等の負担が大きいこと、経験や技術に加えて体力も必要となること等、厳しい農林水産業の実情から、後継者・担い手の確保は喫緊の課題である。

農林水産業を持続的に発展させるためには、次の世代に継承できる魅力ある農林水産業を確立し、発信していくことはもとより、大規模な担い手をはじめ、多様な人材を担い手として確保・育成するとともに小規模・家族従事者の経営安定を図っていくことが必要である。

地域を活性化し、食料自給力の向上へ向けて、就業促進及び経営安定に資する支援策を充実させながら、手厚い技術指導等の体制を整え、農林水産事業者に寄り添ったきめ細かな支援を講じて、しっかりと農林水産事業者を支えていくことが求められる。

- 大規模な担い手農業者はもとより小規模・家族農業の経営安定に加え、半農半X等の新たな人材の確保に向けた、就農促進に関する施策を強力に推進すること
- また、担い手の育成と定着を図るため、県において、営農指導や普及指導といった取組を強化するためにも、各地域の普及体制の拡充も視野に入れながら、意欲ある農業者に対する支援を充実させること

三重県の農業従事者は年々減少するとともに、高齢化が進行しており、後継者不足から生じる農作業負担の軽減や農機具の更新に係る費用支援など、農業経営の安定化及び多様な農業の担い手に対する就農促進を図る施策の推進が必要となる

また、県内の農業者の9割は小規模・家族農業の従事者が多く、技術的な指導も含めて、きめ細かい支援が必要となる

- 改正農業経営基盤強化促進法に基づき、令和7年3月までに各市町で策定することとされている地域計画については、地域の実情を踏まえた上で担い手への利用集積等が効率的に進むとともに、持続可能な地域農業の実現となるよう、しっかりと市町に寄り添った支援を行うこと

地域計画は農業・産地の未来像であり、地域経済の発展及び強固な食料供給基盤の確立を図るため、必要な支援を講ずること

- 農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足により、荒廃農地が年々増加しており、周辺農地へも悪影響を及ぼしていることから、農地の確保と適正・有効利用のための総合的な支援を講じること

農地の適切な維持・保全に資する多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金だけでは、農家への支援は十分ではなく、

現状以上の荒廃農地を増やさないためにも、対策が必要である

なお、中山間地域等直接支払制度の対象地域ではないが、当該制度の対象地域と同程度の急傾斜地等を有する耕作不利地域については作業効率が悪く、負担が大きいいため、対象地域となるよう検討を行うこと

○漁業従事者についても、高齢化の進行や後継者・担い手不足が顕著となり、水産業の活力が低下していることから、漁業の維持に向けて、多様な担い手の確保・育成と雇用の受け皿となる漁業経営体の経営力の強化を図ること

漁業従事者は、半数近くが65歳以上となるなど、今後、多くの方々が漁業から退くことが予測される。このことから、新規就業者の定着を図る漁師塾への支援、女性や障がい者など多様な担い手の新たな就労機会の創出、漁業経営体の協業化・法人化による経営基盤の強化等、担い手の確保・育成と経営力の強化を図ること

○農業の経営安定に資する交付金・支援金は、国に対して支援内容の拡充を求めるとともに、県でも手厚い支援を行うこと

農業は気候等の影響を直に受け、安定的な仕事をつくれなければ、雇用も難しく、さらに経験や技術・体力を要するなど、非常に厳しい側面があり、苦勞して生産にこぎつけても、中々利益が出ずに離農せざるを得ない場合もある

このような農業者、特に若手営農者の厳しい実情を鑑みると、国の交付金・支援金制度であっても、農家の所得向上に結び付いていないものや十分でないものは、県独自の更なる支援が必要である

以上

食料自給総合対策調査特別委員会

委 員 名 簿

委員長	中瀬 信之
副委員長	中嶋 年規
委員	伊藤 雅慶
委員	辻内 裕也
委員	松浦 慶子
委員	吉田 紋華
委員	芳野 正英
委員	喜田 健児
委員	山内 道明
委員	藤田 宜三
委員	谷川 孝栄
委員	西場 信行

○オンライン参加者が複数の場合のオンライン委員会における意思確認（例）

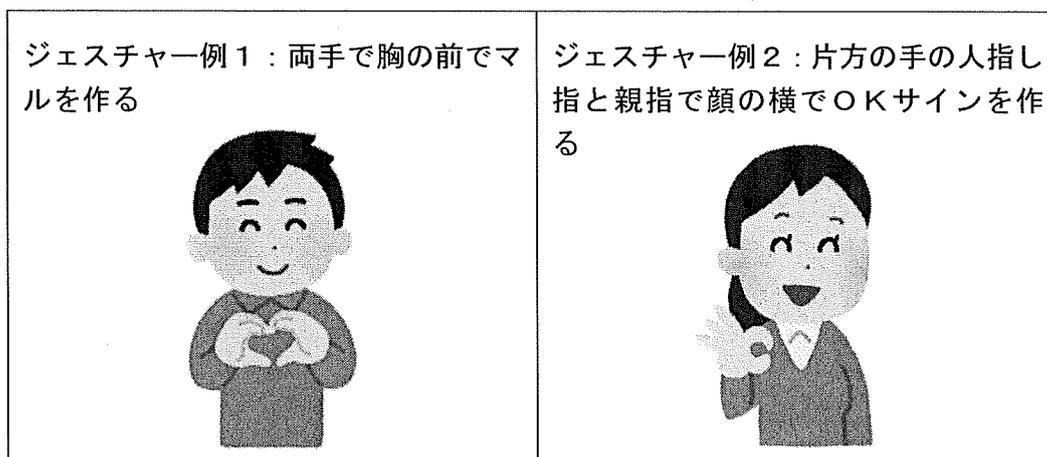
以下は、意思確認方法を簡素化する場合の例示ですが、どのような方法をとるにしろ、オンライン参加委員の意思確認が確実にできるよう、委員長とオンライン参加委員の間で開会前に十分打ち合わせておいていただくようお願いします。

なお、挙手採決においては慎重を期する観点から、オンライン参加委員が複数であっても、一人一人映像及び音声の両方で委員長から確認を行うことを原則としていただきたいと思いますので、ご注意ください。

【意思確認方法例】

1 ジェスチャーによる確認

「質疑なし」「異議なし」を表すジェスチャーをあらかじめ決めておき、委員長からの「オンライン参加委員はよろしいですか」の呼びかけに対しジェスチャーで答えてもらう。（質疑や異議がある場合はマイクのミュートを解除し、挙手しながら「委員長」と発声し、発言許可を求める。）



2 ペーパーによる確認

オンライン参加委員にあらかじめ大きく「なし」と書いたペーパーを用意してもらい、委員長からの「オンライン参加委員はよろしいですか」の呼びかけに対し「質疑なし」「異議なし」の場合、それを映像に映るよう胸の前か顔の横あたり等に掲げてもらう。（質疑や異議がある場合は1に同じ。）



3 発声による確認

あらかじめ委員長がオンライン参加委員の発言順序を決めてオンライン参加委員に伝えておく。委員長からの「オンライン参加委員はよろしいですか」の呼びかけに対し、「質疑なし」「異議なし」の場合、その決めた順に、マイクのミュートを一時的に解除して「なし」と発声する。（質疑や異議のある場合は1に同じ。）



【質疑、委員間討議、討論における委員長口述例】

ほかに（ご質疑／ご意見／討論）は、ありませんか。

（委員会室ではとくにないようですが、）オンライン参加委員も「なし」でよろしいでしょうか。

〔オンライン参加委員 応答〕 ※全員が一斉に応答

なければ、これで、（本議案に対する質疑／委員間討議／討論）を（終了／終結）いたします。

【簡易採決における委員長口述例】

〇〇について、〇〇とすることにご異議ありませんか。

（異議がなければ）

「異議なし」のお声がありましたが、オンライン参加委員もよろしいでしょうか。

〔オンライン参加委員 応答〕 ※全員が一斉に応答

ご異議なしと認め、そのように決定しました。